

業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

(イ) 食品工業団地については、昭和39年以降食品工業対策懇談会等において、マスター・プランを策定し、その形成を促進してきたが、昭和45年9月に「食品工業団地形成促進要綱」(45農経C第2903号農林事務次官依命通達)を制定して、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、平成4年8月から農林水産大臣認定団地に準ずる効果が認められる食品工業団地を対象とした食品流通局長認定団地制度を新たに創設し、日本開発銀行等の特別資金枠による融資のあっ旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5か所である。

#### (4) 外食産業対策の推進

##### ア 外食産業に対する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への確かな情報、調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

##### イ 外食産業の新ビジョンの策定

外食産業を取り巻く情勢の変化に対応して、今後の外食産業の行動基礎指針となる新ビジョンを策定するための委託事業を実施した。

##### ウ 外食産業の経営の合理化

中小外食業が直面している経営上の諸問題について検討を行うとともに、経営指導者の養成を図るために研修を行う中小外食業経営ソフト基盤整備事業に対して、その経費の一部を助成した。

##### エ 中食産業における品質の向上対策

中食産業における品質向上技術の導入に関する調査・研究及びその普及を図るためにマニュアル作成を行った中食産業品質向上等対策推進事業に対して、その経費の一部を助成した。

##### オ 食材対策の推進

外食産業と農業の連携により外食向け国産野菜の安定供給を推進するため、国産野菜安定調達推進事業に対して、その経費の一部を助成した。

##### カ 地方における外食産業対策の推進

(ア) 地域の外食産業を核として、地域料理の継承と地域食材の有効利用を推進し、地域農業・経済の活性

化を図るため、地方公共団体に対し地域外食産業振興育成事業に要する経費の一部を助成した。

(イ) 都府県担当者、地域の外食事業者を対象として、外食産業施設、外食産業の動向等について情報交換等を行う「外食産業地方連絡協議会」を各地方農政局において開催した。

##### キ 環境対策の推進

外食産業からの廃棄物の減量化方策を検討し、生ゴミのリサイクルの方策をモデル実験により検討する外食産業廃棄物対策促進事業に対して、その経費の一部を助成した。

## 第4節 消費者保護行政

### 1 JAS制度の拡充改善

#### (1) JAS制度の拡充

最近における食品産業の発展、加工食品の普及、食生活の多様化及び消費者の健康志向に基づく食品の品質表示に対する関心の高まりに対応して「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づく日本農林規格及び品質表示基準の充実に努めた。

##### ア 日本農林規格 (JAS)

8年度における日本農林規格の主な制定、改正の状況は、表10のとおりであり、これによりJAS規格制定品目数は117となった。

表10 日本農林規格の主な制定、改正の状況

品目	告示年月日	告示番号
豆乳類	8. 4. 4	420
ジャム類	8. 4. 4	421
農作物漬物	8. 6. 4	860
針葉樹の造作用製材	8. 7. 11	1084
針葉樹の下地用製材	8. 7. 11	1085
広葉樹製材	8. 7. 11	1086
マーガリン類	8. 8. 30	1415
乾しいたけ	8. 8. 30	1416
風味調味料	8. 10. 15	1606
水産物缶詰及び水産物瓶詰	9. 3. 27	446
生タイプ即席めん	9. 3. 31	478

##### イ 品質表示基準

8年度における品質表示基準数は59である。

また、この基準制度の資料とするため、消費者団体に委託して市販されている加工食品の表示実態等調査を実施した。

##### ウ JAS制度の海外開放

外国製造業者の41工場について新たに承認・認定を行い、合計308工場となった。

また、外国承認・認定工場に係る格付を行うための検査データの受け入れ対象となる指定外国検査機関(FTO)は、10機関である。

#### エ 監視体制の整備

JAS制度の適正な運用を期するため、全国8か所の農林水産消費技術センターにおいて、市販品検査及び店頭調査を実施したほか、JAS登録格付機関及び承認・認定工場(外国承認・認定工場を含む。)の実態調査を行い、そのJAS業務の適正化及び品質管理の徹底について指導監督するとともに、工場等の品質管理担当者に対する講習等を行った。

品質表示基準については、食糧事務所を活用して食品(輸入品を含む。)の買い上げによる遵守状況の点検調査を実施した。

また、都道府県知事に対する権限の委任により、JAS制度の監視を徹底した。

#### オ JAS制度に係る啓発普及

11月のJAS普及推進月間を中心として、テレビ、ラジオの放送、啓発普及ポスターの作成、JAS普及啓発及びJAS一日教室を開催した。また、JAS製品を優先的に展示・販売する店として認定された「JAS協力の店」等を拠点に、JAS製品についての消費者啓発等を行い、JAS制度の普及推進を図った。

#### (2) 地域食品の品質向上と表示の適正化

豆腐、こんにゃく、納豆、かまぼこ等の地域食品の品質向上に資するための地域食品認証制度(実施主体は都道府県)を推進した。

#### (3) 地域推奨品表示適正化認証事業

近年、特色ある地域特産品が出回っているが、これらの食品は①公的な基準がないこと②その表示の真偽が確認できない等の問題がある。このため、このような食品について都道府県が基準の策定を行い、表示と内容の保証を行う等を内容とする新たな認証制度を創設し、基準に適合した食品に統一的な認証マークの表示を付する事業に対して、都道府県に助成を実施した。

なお、平成8年度までに、19都府県で183品目(ふるさと認証食品及び特別表示食品を含む。)の基準が設定されている。

#### (4) 國際食品規格計画

昭和37年にFAOとWHOが共同で始めた国際食品規格計画は150か国以上の加盟の下に作業が進められており、我が国は8年度において、アジア地域調整委員会を開催するとともに食品添加物・汚染物質部会、食品表示部会、残留農薬部会、魚類・水産製品部会、生

鮮果実・野菜部会等に出席し、規格作成の討議に参加するとともに、各規格作成のステップに応じ、それぞれ必要な意見を提出した。

## 2 品質表示の適正化

#### (1) 青果物の原産地表示の充実について

青果物の原産地表示については、消費者を中心として一層の充実・強化を求める声が高まっているため、食品表示問題懇談会において検討した結果、平成7年11月に「特に必要性の高いものについては、品質表示基準制度により原産地表示を義務付ける」とする報告書がとりまとめられた。これを受け、平成8年9月にブロッコリー、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけの5品目について、品質表示基準を制定し、品名及び産地名の表示を義務付けた。

#### (2) 有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

有機農産物等の生産及び流通の円滑化を図り、消費者の適正な選択に資するよう、平成5年4月に「有機農産物」、「無農薬栽培農産物」、「低農薬栽培農産物」等の定義やその表示方法等を定めた「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を作成した。

その後、ガイドラインの一層適正な運用を図るため、生産者、消費者、有識者、流通業者からなる検討委員会を数回にわたり開催し、その検討報告を受け、平成8年12月に、「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」とその名称を変更し「有機農産物」とそれ以外の「無農薬栽培農産物」や「減農薬栽培農産物」等の「特別栽培農産物」の区分を明確にするなどの一部改正を行った。

## 3 食品の安全性の確保

輸入食品の増大、健康志向の高まりから安全性に関する消費者の関心が高まっている中で、食品の安全性を確保していくことが重要な課題となっている。このため、中小食品企業における新たな食品安全確保システムの構築・普及、消費者からの苦情等のネットワーク化、安全性確保に関する新技術等の開発・実用化、食品群ごとの取扱表示のルール化及び消費者からの相談に対する対応方法等のマニュアル化等を実施した。

また、腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒事故が多発したことから、関係省庁と密接な連携を取りつつ、食品関係団体等に対する原因究明の協力要請や情報の提供と安全性の確保の要請、野菜の安全性のPRと正しい知識の普及、消費者に対する情報提供と相談窓口の設置等の対策を実施した。

## 4 食料消費・食生活に関する消費者啓発及び情報提供

### (1) 食生活情報提供事業

食生活に対する消費者意識の変化に的確に対応していくため、食情報ステーションの設置、情報誌の発行等、多面的かつ総合的な情報提供を行うとともに食料消費の改善に資するため新聞の発行、農業体験教室の開催を行う事業を民間団体に助成して実施した。

### (2) ライフスタイル別食行動、食料消費動向調査事業

我が国の優れた食文化を維持、発展させつつ、長期的視点に立って、環境の変化に応じた望ましい食生活を一層定着させるため、現在の食をめぐる環境とこれを反映したライフスタイル別の食行動、食料消費の実態を調査、分析することにより、望ましい食生活の定着のための基礎資料を整備する事業を民間に委託して実施した。

### (3) 子供の食生活啓発方策検討事業

社会環境の変化により食生活について栄養バランスの崩れ等の問題が生じている子供達に、我が国の農林水産業の現状、食料の生産現場、我が国固有の食文化等を積極的に教え、体験させることにより、食に対する関心を高め、栄養バランスの大切さ等について啓発することが重要になっており、このような観点からの子供の食生活啓発方策の体系化を図る事業を民間に委託して実施した。

### (4) 食料消費食生活改善情報提供事業

全国の主要都市の民間テレビ局をネットし、健康的で豊かな食生活の実現に資するため、食料品に関する知識及び消費の改善等を中心に企画編集したテレビ番組を放映して広く消費者を啓発する。

### (5) 消費者啓発資料等の作成等

食料品等の消費の改善合理化に資するため印刷物等の作成・配布を通じ、農林物資の商品知識に関する消費者啓発を総合的に行うほか、食料消費対策の総合的、効率的実施のための推進基盤を整備するため、消費者、生産者、食品企業等からなる協議会等を開催した。

### (6) 全国食文化交流プラザ事業

消費者、業界等の食文化に関心のある人々が一堂に会し、我が国の望ましい食生活のあり方について相互に情報を交換したり、食卓に向けての新たな提案を行う場を設け、①食文化、食生活に関する国際シンポジウム、②食文化、食生活に関する新たな提案等のコンクール、表彰の実施、③食文化、食生活に関する公開研究集会の誘致等を行う全国食文化交流プラザ事業の第6回を岩手県において実施した。

### (7) 環境調和型食生活実践啓発事業

消費者が身近な環境問題にも継続的に取り組めるよう、マニュアルを作成し、セミナーを開催した。

### (8) 食品情報消費者ネットワーク支援事業

国民の望ましい食生活の定着と国産農産物等の利用拡大等に資するため、有機農産物等の特色のある食品の供給・消費に関する情報を消費者に対し提供した。

## 5 消費者対応体制の整備等

### (1) 消費者相談処理体制の整備

食品の規格・表示・安全性等をめぐる相談に対処するため、本省、地方農政局、農林水産消費技術センター及び食糧事務所等を通じて相談処理体制の充実を図るとともに、苦情の迅速な処理に資するため、都道府県及び民間団体に助成して、都道府県及び加工食品業界の苦情処理体制の整備を図った。また、近年の食料品に関する苦情件数の増加、内容の複雑化に対処するため、消費生活センターの職員等を対象に消費者苦情相談を処理するために必要な知識及び技術に関する研修を実施するとともに、食料品の商品テスト技術に関する情報交換等を目的として通商産業省と共に連絡会議を開催した。

### (2) 消費者の意向の行政への反映

JAS制度の運用の適正化及び行政への消費者の意向の反映を図るため、食料品消費モニター（全国主要都市に1,021名設置）を活用して各種調査を実施するとともに、消費者と行政の懇談会を中央及び地方において実施した。

また、「消費者の部屋」において、引き続き各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により適正な情報提供、消費者啓発を図るほか、消費者相談に的確に対応した。地方農政局等においても、引き続き「消費者の部屋」等を活用し、各種資料の展示等により適正な情報提供を行い、地域消費者と農林水産行政とのコミュニケーションを図った。

一方、消費者に対する食生活消費情報を円滑に普及、啓発するため、食生活消費情報の出し手、受け手が一堂に会するフォーラムの開催等の事業を民間団体に委託して実施した。

## 第5節 砂糖類対策

### 1 砂糖の需要及び価格の動向

#### (1) 砂糖の需要

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台

でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降消費が低迷している。これに対する供給量は、てん菜糖、甘しゃ糖を合わせた国内産糖が80万t前後、輸入甘しゃ糖が160万t台となっている。

平成7砂糖年度(7年10月～8年9月)の需要量は、244万tとなった。国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、天候に恵まれず、単収が平年を大きく下回り、前年の65万1千tより減少して57万3千tとなった。一方、甘しゃ糖は、台風等の被害により、分みつ糖で13万6千t(精糖換算)(前年度18万3千t)、含みつ糖で7千t(前年度8千t)と減少した。

#### (2) 糖価の動向

国際糖価は、7砂糖年度が世界的な豊作となり、在庫水準が上昇したことから、前年よりも低水準で推移したため、7砂糖年度平均のニューヨーク相場(粗糖、現物)は、ポンド当たり12.40セントとなった(前年度13.86セント)。

一方、国内糖価は、国際糖価が低下傾向にあったこと、行政価格の引下げにより低下したため、7砂糖年度における卸売価格はkg当たり153円(東京市中相場)となった。(前年度154円)

## 2 糖価安定法の運用状況

「砂糖の価格安定等に関する法律」(昭和40年法律第109号。以下「法」という。)の運用に当たっては、砂糖及び異性化糖の生産・流通・消費各方面の関係者からなる甘味に関する協議会に諮った上、年間及び各四半期ごとの砂糖及び異性化糖の需給見通しを策定し、砂糖及び異性化糖の需給の適正化に努めた。

## 3 砂糖類の価格安定

### (1) 安定上下限価格等

8砂糖年度に適用される安定上下限価格等については、法第3条、第10条、第18条の2及び第18条の6の規定に基づき、次のとおり定められた。なお、平成9年4月1日から粗糖関税が引き下げられたことにより、国内産糖合理化目標価格が改定された。

安定上限価格 t当たり 15万7,800円

安定下限価格 t当たり 2万3,200円

国内産糖合理化目標価格

(8年10月～9年3月) t当たり 13万7,800円

(8年9月13日農林水産省告示第1487号)

(9年4月～9年10月) t当たり 14万2,800円

(9年3月26日農林水産省告示第434号)

調整率 33.19%

(8年9月13日農林水産省告示第1489号)

異性化糖調整基準価格 t当たり 18万3,649円  
 异性化糖調整率 10.77%  
 (8年9月13日農林水産省告示第1490号)

### (2) 最低生産者価格

8年には種されたてん菜の最低生産者価格については、法第21条の規定に基づき、基準糖分が16.6度以上16.9度以下のものに対応する最低生産者価格がt当たり1万7,310円とされるとともに、糖分格差が0.1度につき140円と定められた(8年10月18日農林水産省告示第1644号)。また、8砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、法第21条の規定に基づき、基準糖度が13.1度以上14.3度以下のものの価格としてt当たり2万190円とされるとともに、糖度格差が0.1度につき130円とされた(8年10月18日農林水産省告示第1646号)。これらの最低生産者価格のほかに、てん菜については、てん菜経営の高能率化と合理的な輪作体系に基づく計画的なてん菜生産への生産者の取組みを強化するため、てん菜高能率計画生産推進費がt当たり190円措置された。

また、さとうきびについては、平成6年産から導入された品質取引への円滑な移行と定着化並びに生産者の品質向上への取組みの強化を図るため、「さとうきび品質取引定着化対策費」がt当たり350円措置され、その一部が品質取引対策基金の造成等に充てられることとされた。

### (3) 国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入価格

法第22条及び第27条の規定に基づき、7砂糖年度に適用される国内産糖及び国内産ぶどう糖の農畜産業振興事業団買入価格は、次のように定められた。

てん菜糖 t当たり 17万4,832円  
 (8年10月18日農林水産省告示第1645号)

甘しゃ糖 鹿児島県産 t当たり 26万9,242円  
 沖縄県産 t当たり 26万6,873円  
 (8年10月18日農林水産省告示第1647号)

なお、てん菜のてん菜高能率計画生産推進費(190円/t)並びにさとうきびの品質取引定着化対策費(350円/t)は、農畜産業振興事業団買入価格に織り込んである。

ぶどう糖

無水結晶ぶどう糖 t当たり 21万6,918円  
 含水結晶ぶどう糖 t当たり 19万4,876円  
 全糖ぶどう糖 t当たり 18万9,211円  
 (7年11月10日農林水産省告示第1769号)

なお、ぶどう糖については、農畜産業振興事業団による売買は行われなかった。

#### 4 いも、でん粉対策

##### (1) でん粉の需給及び価格の動向

###### ア でん粉の需給

7でん粉年度（7年10月～8年9月）におけるでん粉の需給量は、291万3千t（前年度285万5千t）となった。

また、供給については、国内産いもでん粉の生産が甘しょでん粉8万8千t（前年度同）、馬鈴しょでん粉が26万2千t（前年度26万1千t）となり、これに国内産でん粉の前年度繰越3万5千t、コーンスターク237万9千t（前年度236万8千t）、輸入でん粉11万8千t（前年度同）、小麦でん粉3万1千t（前年度3万t）を加えたでん粉の総供給量は、291万3千t（前年度285万5千t）となった。

###### イ 価格の動向

7でん粉年度におけるでん粉の卸売価格（年度平均）は、コーンスタークがt当たり7万6,900円（前年度7万6,900円）、馬鈴しょでん粉がt当たり16万0,000円（前年度16万2,800円）であった。（東京市中相場）

##### (2) いも、でん粉対策

ア 農産物価格安定法（昭和28年法律第225号）第5条第1項の規定に基づき、8年産の原料用甘しょ及び馬鈴しょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

（8年10月18日農林水産省告示第1648号）

###### （ア）甘しょ及び馬鈴しょの原料基準価格

甘しょ	t当たり 2万5,469円 (前年度 2万5,469円)
馬鈴しょ	t当たり 1万4,410円 (前年度 1万4,410円)

###### （イ）買入基準価格

甘しょ生切干	t当たり 10万 383円 (前年度 10万 383円)
甘しょでん粉	t当たり 14万1,223円 (前年度 14万1,223円)
馬鈴しょでん粉（精粉）	t当たり 11万4,320円 (前年度 14万4,320円)
馬鈴しょでん粉（未粉）	t当たり 11万3,359円 (前年度 11万3,359円)

イ また、甘しょの取引指導価格を31,870円/t（うち奨励金6,151円/t）と定めた。

ウ 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターク用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱き合わせにより消

化に努めた。

エ UR農業合意の実施等に伴う、新たな国際的規律の下においても、農産物価格安定法の効果的な運用を確保するため、平成6年12月に同法の一部改正を行い、政府が買い入れた農産物等の特別売渡しに関する規定の拡充を行った。

##### (3) ぶどう糖の生産及び価格の動向

7でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は11万1千t（うち、規格ぶどう糖8万8千t）であり、価格は118.9円/kg（含水結晶ぶどう糖、東京市中相場）であった。

##### (4) 異性化糖の生産及び価格の動向

7でん粉年度における異性化糖の生産量は73万3千t（標準異性化糖ドライベース）であり、価格は84.7円/kg（果糖55%もの、東京市中相場）であった。

## 第6節 食品油脂行政

### 1 加工食品

#### (1) 調味料（みそ、しょうゆを除く）

###### ア 食酢

平成7年度の食酢類の生産量は40万2,500kℓであり、前年と比較して1.8%増加した。このうち醸造酢は39万7,300kℓで全体の98.7%を占めている。

総務庁家計調査によると1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、昭和40年の2.5ℓから50年には2.7ℓ、60年には3.04ℓと増加してきたが、近年は減少傾向に転じ平成7年度は2.4ℓ（前年比1.2%減）であった。

###### イ ソース類（たれ類含む。）

7年度のソース類の生産実績は、44万7千kℓで、前年度に比べ3.1%増加している。種類別にはウスターソース4万4千kℓ（前年比3.2%減）、中濃ソース3万3千kℓ（同2.6%減）、濃厚ソース3万3千kℓ（同8.2%増）となっているほか、タルタルソース、中華ソース等の専用ソースが増加している。また、たれ類は4.8%増であった。

ウスターソース類の世帯当たりの年間購入数量（全国）は、総務庁家計調査によると40年の2.58ℓから2年の1.74ℓと減少傾向にあったが、その後増加傾向となり、平成7年は1.92ℓとなつた。

###### ウ ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

7年のドレッシング類の生産量は、33万5千tで前年に比べ2.9%増加した。このうちマヨネーズは22万7千t（前年比1.9%増）となっている。

近年、食生活の多様化の進展する中でマヨネーズ以外の液状ドレッシング等の需要が伸びている。総務庁

表11 調味料の生産量の推移

種	類	単位	5年度	6年度	7年度		
					生産量	前年比 (%)	企業数 (社)
食 ソ *ド カ *グ か	酢 一 レッ レー ルタ らし	千 kℓ ス 類 粉 ソーダ 粉	391.7 413.9 318.3 2.6 94.9 88.3 9.4	395.3 433.2 326.0 2.6 94.5 85.0 9.7	402.5 446.7 335.4 4.4 97.0 84.5 10.3	101.8 103.1 102.9 169.2 102.6 99.4 106.0	約360 約230 10 } 61 7 20

(注) 1 \*は暦年であり、その他は会計年度である。

2 資料：食品流通局食品油脂課調べ。

家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの一世界当たりの年間購入数量(全国)は、平成7年には4.56kg(前年比1.1%減)となっている。

#### エ カレー及びからし粉

7年度のカレー生産量は、調査対象企業を増やしたため、10万1千tで前年と比べ4.4%の増となった。このうちカレー粉は約4.4千t、カレールウは9万7千tであった。

なお、総務庁家計調査によると、カレールウの一世界当たりの年間購入数量(全国)は、平成7年は1.9kgと前年に比べ5.0%減少した。

7年度のからし粉の生産量は、10,277tで前年度(9,697t)に比べ6.0%増加した。

#### オ グルタミン酸ソーダ

7年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比0.6%減の約8万5千tであった。うち、国内販売量は、約8万tで前年比2.1%の減少であり、輸出量も663tと4.6%の減少となっている。

一方、輸入量は、発酵法の国際的な普及により、韓国、インドネシア等での生産量が増加しているのを受け、前年比11.5%増の約3万8千tとなっている。

### (2) 清涼飲料

#### ア 企業概況

清涼飲料製造業の大部分は、中小飲料メーカーであるが(6年末現在総企業数600社のうち中小企業は約9割を占めている。)，これらは外資系及び国内大手飲料メーカーのマスセールスの攻勢に圧倒され、年々その市場占有率の縮小を余儀なくされている。このため、大手メーカーと競合する製品を避け、ラムネ及び一部のサイダー、果実水等の生産を行っているが、経営の悪化等により企業は減少している。

#### イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、自動販売機の普及等を背景に順調に生産を伸ばしてきたが、平成7年は、記録

的な猛暑によって過去最大の生産量を記録した平成6年並みの12,651千kℓ、前年比99.5%となった。

また、8年についても、7月までのカラ梅雨・猛暑の影響から、生産量はほぼ前年並みの13,122千kℓと高水準を維持した。

#### ウ 中小企業対策

清涼飲料業界の構造は、寡占化が進み、コーラ飲料等生産量の多い商品群については、大企業による独占的状態を出現している。

一方、中小企業は焼酎割用飲料などの新製品開発による活路開拓に努めているが、企業間の販売競争は一段と熾烈化し、その経営基盤は脆弱化している。このような状況に対処し、業界の近代化を図るため、清涼飲料製造業については、設備近代化資金の対象業種の指定を延長したほか、沖縄県の炭酸飲料(コーラ・ナットを原料とするものを除く。)、果実飲料製造業について中小企業近代化促進法に基づく業種指定を行うなどの施策を講じている。

#### エ 環境問題への対応

平成3年4月26日に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

また、「容器包装リサイクル法」が平成9年4月から本格施行となり、ガラス瓶、ペットボトルについて再商品化が義務づけられることになった。

#### オ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になつたため48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の検討を行っている。

表12 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位: 千kℓ)			
	6年	7年	8年	8/7
炭酸飲料	3,162	2,940	2,898	98.6%
果実飲料	2,110	1,931	1,892	98.0%
コーヒー飲料	2,415	2,468	2,483	100.6%
スポーツドリンク	935	990	993	100.3%

## (3) コーヒー

## ア 企業概況

レギュラーコーヒー製造業は、明治初期から発展してきた産業であるが、比較的小資本による経営が可能なことから、そのほとんどは中小零細企業で占められ、現在400企業が操業している。

この業界は、43年に中小企業近代化促進法による業種指定を受け49年まで設備の近代化、合理化を行い6工場で共同焙煎工場の設立をみるなど相応の効果を挙げたが、未だその経営基盤は弱い。

一方インスタントコーヒー製造業は、35年から生産が開始された比較的新しい業種であり、現在3企業が操業している。しかし、その生産量のほとんどは外資系2社に集中している。

## イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は30か国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシア等である。なお、8年の輸入量は、国際相場の安定、輸入生豆の回復等から対前年比9%増の32万6,388tとなった。

インスタントコーヒーの8年の輸入は、17か国から前年並みの6,056tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、エクアドル、独等である。

また、コーヒーエキスの輸入は、主な用途であるコーヒー飲料の原料としての需要増から前年に比べ増加した。

なお、コーヒーの国際相場は、89年国際コーヒー協定の経済条項が停止して以来、長期間にわたって低迷していたが、平成6年6月及び7月に世界最大のコーヒー生産国であるブラジルで霜害が発生したことから、相場は急騰した。このため、平成7年8月頃までは高値で推移した。しかし、この霜害が平成7年のクロップに甚大な影響を与えないことが判明したことから、9月以降は低落傾向であった。平成8年は国際相場が安定的に推移し、平成8年の平均輸入価格は前年に比べ12%下落し、1kg当たり299円となった。

## ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、主として喫茶店、ホテル、レストラン等業務用(約5割強)であるが、年々

家庭用が伸びている。

表13 コーヒー供給量(輸入量)の推移

	(単位:t)			
	6年	7年	8年	8/7
生豆	345,280	300,563	326,388	108.6%
いったコーヒー	2,339	2,131	3,338	156.6%
インスタントコーヒー	5,507	6,268	6,056	96.6%
エキスエッセンス	17,588	16,378	17,996	109.9%

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用(7割強)である。

全体の需要傾向としては、52.53年の原料高による落ち込みを除き、年々順調に増加している。輸入の大半を占めるコーヒ生豆の消費量は32万9千t(8年)であり、その内訳はインスタントコーヒー用9万1千t、レギュラーコーヒーその他用23万7千tと推計されている。

## エ 国際コーヒー協定

## (ア) 協定の目的

コーヒーの貿易に関する国際協力を通じ、消費者にとって公正な、また生産者にとって採算がとれる水準にコーヒー価格を安定せしめ、世界のコーヒー需給の合理的均衡を図るとともに、発展途上にあるコーヒー生産国の経済の発展に寄与することを目的とする。

## (イ) 経緯

1962年に協定が成立し、以降68年、76年、83年協定と引き継がれてきた。これらの協定はいずれも、輸出国には輸出割当、輸入国には加盟国以外からの輸入の制限を課すとの経済条項を通じて、一定の価格帯内に国際市況を維持しようとするものであった。

ところが、80年代後半になると協定加盟国市場と非加盟国市場の間での二重価格問題が発生したため、89年7月に輸出割当制度等の経済条項が停止され、83年協定は94年9月まで経済条項停止のまま4度延長された。

この間、92年4月に市場志向型の新協定の交渉を行うことに合意がなされ、以降7回の交渉会合等が行われたが、自由市場に近い制度を指向する米国を中心とする消費国とより高い価格水準を保証する制度を求めるブラジル等の生産国で意見が対立し、93年3月で交渉は決裂し、93年9月には米国が協定を脱退するに至った。

その後、93年10月の理事会以降、再び新協定策定の交渉が再開され、94年3月の理事会で、経済条項抜きの新協定(94年協定)が成立した。

なお、我が国は、コーヒ生産国に対する国際協力、

安定価格における安定供給の確保の観点から協定に参加してきており、94年協定についても95年(平成7年)5月より正式加盟をした。

#### (ア) 新協定の主な内容

輸出割当制度等の経済条項のないものであり、統計の整備、情報交換が中心となる。

なお、交渉の過程で、生産国は、一定の条件を満たせば輸出割当等の経済条項が自動的に導入される案を主張したが、消費国が反対し、結局第30条に「理事会は、コーヒーの需給を均衡させる措置を含む新しい協定の交渉の可能性について検討することができる」との規定を置くことになった。

#### オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けて告示され、平成5年5月28日から施行されている。

コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

#### カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する国民の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあってはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとしている。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源、再利用等についても検討することとしている。

#### (4) 菓子類

ア 8年における菓子類の国内生産量は、米菓(前

年比7.2%増)、せんべい(同3.7%増)、チョコレート(同2.5%増)、ビスケット(同1.6%増)、洋生菓子(同1.0%増)は増加したが、チューインガム(同2.9%減)、スナック菓子(同0.8%減)、和生菓子、飴菓子(いずれも同0.3%減)などが減少したことから、205万8,800t(対前年比0.8%増)となり、平成7年に比べ、わずかではあるが上回る結果となった。

また、生産額は2兆5,223億円と前年比0.6%の増加となった。

一方、8年における輸入量は、7万2,636t(前年比0.5%減)となり、輸入額は約388億円(同17.0%増)となった。品目別には、チョコレート菓子、砂糖菓子、キャンデー類、ビスケット類の4品目で菓子類の輸入量の約6割を占めている。

また、輸出量は2万2,207t(対前年比16.4%増)となり、輸出額は約142億円(同7.6%増)となった。菓子類の輸出量は生産量の1.1%とわずかなものである。

イ 中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、中小企業設備近代化資金貸付制度の対象業種に指定(47年度以降)しており、また、製造小売業については、生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定(43年度以降)している。

ウ 1986年国際ココア協定は1987年1月に発効し、我が国も87年7月に正式に加盟した。この協定は、価格安定を目的とした緩衝在庫制度及び補完措置を定めており、下落したカカオ豆価格を支えるため、25万tの緩衝在庫を保有している。

88年3月以降、安定価格帯の修正及び課徴金の未払問題等、生産国グループと消費国グループの意見が対立し、紛争状態となり、国際ココア協定の価格介入機能は停止状態となっていた。

表14 菓子の需給

(単位:数量・千t、金額・億円)

種類	年次 1~ 12月	国内生産A		輸入B		輸出C		A+B-C=D		B/D 数量%
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
ベーカリーフロマージュ	6	986.7	11,965.0	28.8	108.1	13.5	91.1	1,002.0	11,982.0	2.9
〔焼菓子、ビスケット、米菓〕	7	982.6	11,933.0	37.0	132.6	12.7	84.0	1,006.9	11,981.6	3.7
洋生菓子、スナック菓子等	8	1,004.0	12,189.0	38.2	170.2	15.2	86.8	1,027.0	12,272.4	3.7
砂糖菓子	6	876.8	10,190.0	21.1	69.5	6.0	46.7	891.9	10,212.8	2.4
〔キャラメル、キャンデー類〕	7	872.0	10,198.0	19.7	65.7	5.8	42.8	885.9	10,220.6	2.2
チューインガム、和生菓子等	8	863.1	10,097.0	16.7	60.1	6.3	48.2	873.5	10,108.9	1.9
チョコレート菓子	6	181.5	2,850.0	15.3	122.8	0.7	6.5	196.1	2,966.3	7.8
	7	187.0	2,936.0	16.2	133.6	0.6	5.7	202.6	3,063.9	8.0
	8	191.7	2,937.0	17.7	157.9	0.7	7.5	208.7	3,087.4	8.5
計	6	2,045.0	25,005.0	65.2	300.4	20.2	144.3	2,090.0	25,161.1	3.1
	7	2,041.6	25,067.0	72.9	331.9	19.1	132.5	2,095.4	25,266.4	3.5
	8	2,058.8	25,223.0	72.6	388.2	22.2	142.5	2,109.2	25,468.7	3.4

90年3月の国際ココア理事会において、安定価格帯の修正、課徴金の未払問題、現協定の延長問題等についての検討がなされた。この結果、90年4月15日以降、カカオ豆の課徴金徴収を停止するとともに、現協定は、90年9月末で期限切れになるため、これを10月以降、経済条項抜きで2年延長することが決定され、その後、91年12月の理事会では、さらに93年9月までの延長が決定された。

現協定に代る新たな協定作成のための国際ココア理事会が92年4月より93年7月まで5回にわたり開催された。新協定協議では、経済条項をめぐり生産国グループと消費国グループの間での意見調整がつかなかつたが、これまでの市場介入型の措置（緩衝在庫制度及び補完措置）を導入せず、生産管理計画及び消費振興による需給の均衡を確保する措置を採用した新協定（93年ココア協定）が93年7月に国連ココア会議において採択され、我が国も95年1月に正式加盟した。

#### (5) あん類

8年度におけるあん類の生産品は原料として使用した豆類で14万2,200tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん8万5,170t（前年比98.6%）、ねりあん20万9,230t（同98.1%）、乾燥あん2,530t（前年比94.1%）、合計では29万6,930tで、前年を下回った。

#### (6) 豆類加工品

##### ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、平成2年以降気候要因等による変動はあるもののほぼ横ばい傾向で推移しており、8年は原料大豆処理量に換算して49万2千t（他に脱脂大豆利用1万2千t）と、前年比0.2%の減少となった。

なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、8年末現在では17,599業者で前年より574業者の減少となっている。

##### イ 納豆

納豆の推定生産量は、平成2年以降微増傾向にあり、8年は原料大豆処理量に換算して11万5千tとなつた。

なお、製造業者数は8年末現在で738業者となっている。

##### ウ 凍豆腐

8年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万tとなっており、製造業者数は8年末現在で12業者となっている。

##### エ 植物性たん白

8年における生産量は乾燥品換算で5万1千t、前

年比2.0%の減少となった。

原料別の生産比率は大豆系79%、小麦系21%で、形態別では粉末状57%、繊維状・粒状・ペースト状の合計43%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先はほとんどが食品加工業者である。

##### オ 豆乳

8年の豆乳の生産量は2万6千t、出荷量は2万5千t、大豆使用量は3千tとなっており、主な製造業者は7社である

##### カ 国産大豆利用の促進等

国産大豆の需要拡大、流通の安定化を図るために、生産者・実需者間において国産大豆に関する種々の情報交換・検討を行うとともに、国産大豆を使用した高附加值商品の開発・普及を支援する他、大豆系食品製造業において喫緊の課題となっている容器包装廃棄物問題への対応の検討等を行う大豆系食品総合利用普及事業を実施する財食品産業センターに助成し、大豆系食品製造業における国産大豆利用の促進等を行った。

##### キ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもある、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、財政供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。備蓄量は、7年9月末まで8万t（食品用大豆需要量の約1か月分）としていたが、最近は食品用大豆の利用業界でも数週間分の在庫を常時保有している状況から、7年10月より5万t（食品用大豆需要量の約20日分）に削減した。8年度は引き続き5万tの備蓄を実施し、これに対して国は備蓄の実施に必要な経費（金利、保管料等）として、8億7千万円を同協会に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金8億7,338万円）

## 2 油 脂

#### (1) 世界の油脂事情

平成8年の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、中国で減産となったものの米国やアルゼンチン、ブラジルで豊作となったことから、世界全体でも増加した。

一方、ナタネは主要生産国である中国、E U、カナダ等で減産になったため、世界全体でも減産となった。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が、可食油生産量の85%程度を占め、しかもその原料である大豆とナタネの油糧種子は、そのほとんどを輸入に依存して

いる。

その主な輸入国は、大豆では米国、ブラジルであり、ナタネにあっては、カナダ、豪州等となっている。

## (2) 国内の油脂事情

### ア 全体需給動向

食料需給表（平成7年度）によれば、我が国国民1人、1日当たりの供給熱量は2,637.8Kcalで、そのうち油脂類は367.6Kcal（13.9%）を占めている。

油脂の総需要はこれまで堅調な伸びを続けてきたが、最近では栄養的にも油脂の消費がかなりの水準になってきていることから油脂の需要はほぼ横ばい傾向にある。

なお、平成8年の油脂生産のうち動植物油脂の生産比率は16%対84%となっている。

### イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は241万tで前年を2.1%上回っている。

この食用の国内消費（工場出荷ベース）については、菓子パンが堅調な伸びに推移するとともに、総菜、弁当等の中食需要の伸びが見込まれたことにより加工用油脂の生産が増加したこと等から前年を上回った。

一方、非食用（主に工業用）は、やし油等熱帯産油脂の需要が減少したこと等から、46万5千tと前年を2.1%下回った。

輸出については、過去輸出の大半を占めていた魚油がイワシの漁獲量減少から生産が減少したことなどから、7千tと前年を下回った。

これらのことから油脂の総需要は、288万tと前年を1.4%上回った。

油脂の供給は、286万tで前年並みであった。国産原料から生産される主要油脂は、魚油、牛脂、豚脂、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で全体の52.2%を占めており、ナタネ油の生産量は81万6千t、大豆油は67万3千tとなっている。

平成8年における食用加工油脂の生産は、平成6年、平成7年に引き続き70万tを超えた。

表15 油脂の供給 (原油ベース・単位:千t)

項目	6年	7年	8年
生産			
植物油	2,312	2,336	2,332
動物油	461	524	530
計	2,773	2,860	2,862
前年比(%)	99.0	103.1	100.1
うち輸入原料	2,362	2,443	2,459
輸入油脂	(685)	(757)	(749)
うち国産原料	411	417	403

	生産量	(単位:千t) 対前年比(%)
マーガリン	181	102.8
ファットスプレット	76	102.7
ショートニング	194	99.0
精製ラード	75	91.5
食用精製加工油脂	52	102.0
その他加工油脂	134	104.7
計	711	100.6

## 3 新 食 品

新技術または新素材を用いて栄養機能、嗜好機能、生理活性機能の機能または消費者に対する利便性等を付加して製造加工された食品に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行うため、元年5月より新食品調査官及び新食品班を設置し、新食品対策を行っている。

### (1) 新食品・素材製造業者情報交流推進事業の実施

新食品・素材製造業者の企業動向、新食品・素材の市場動向等をふまえ、新食品・素材の情報提供上の問題点を明らかにするため、新食品・素材製造業者及び消費者を対象にアンケート調査を実施し、結果の分析・取りまとめを行った。

### (2) 食品新素材適正普及推進事業の実施

食品新素材の特性や利用技術等についての適切な情報を提供することにより、新食品・素材製造業者の健全な発展と消費者保護の強化に資することを目的として、サラトリム、トレハロース、ビフィズス菌の3素材の利用技術の手引を作成するとともに、食品新素材の普及のため研修会を開催した。

### (3) 高機能型包装資材・容器有効利用技術普及推進事業の実施

食品の品質保持や環境問題等への適応性等に優れた機能を有する高機能型包装資材・容器について、その機能特性等の解明を行うことにより、食品製造業者等への普及を推進し、食品産業の健全な発展と消費者保護の強化に資することを目的として、青果物、肉・魚介類、発酵食品等それぞれのガス・水蒸気制御包装について、その機能や用途等に関する具体的な評価・検討を行った。

